

件名	さわやか・やまなし環境創造本部の設置について
経緯	<p>平成19年12月 「チャレンジ山梨行動計画」策定</p> <p>平成20年2月 2月定例会県議会において、「（環境）施策の推進に当たっては、全庁的に取り組むための『さわやか・やまなし環境創造本部』を設ける」旨を表明。</p> <p>過去の状況</p> <p>平成5年4月 「山梨県環境首都憲章」制定 「環境首都・山梨づくり推進本部」設置</p> <p>平成16年4月 「山梨県環境基本条例」施行 8月 「環境日本一やまなし推進本部」に名称変更</p>
内容	<p>チャレンジ山梨行動計画の基本目標の一つである「さわやか・やまなし」の実現に向けて、本県の豊かな自然環境の保全と継承、循環型社会システムの構築など、環境の保全と創造に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、さわやか・やまなし環境創造本部を設置する。</p> <p>設置根拠 さわやか・やまなし環境創造本部規程</p> <p>設置時期 平成20年4月14日（公布の日から施行）</p> <p>第1回本部会議の概要 （1）「さわやか・やまなし」の実現に向けた総合的な環境施策の推進について （2）「環境やまなし創造会議」の設置について</p>

問い合わせ先
 森林環境部環境創造課環境保全担当
 直通 055-223-1503 内線 6352
 森林環境部森林環境総務課企画担当
 直通 055-223-1634 内線 6075

さわやか・やまなし環境創造本部規程

平成二十年 四月十四日
山梨県訓令甲第十二号

本 庁

(設置)

第一条 山梨県環境基本条例(平成16年山梨県条例第2号)の理念にのっとり、「さわやか・やまなし」の実現に向けて、本県の豊かな自然環境の保全と継承、循環型社会システムの構築等の環境の保全及び創造に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、さわやか・やまなし環境創造本部(以下「本部」という。)を設置する。

(組織)

第二条 本部は、本部会議及び幹事会並びに専門部会をもって構成する。

(本部長、本部長代理及び副本部長)

第三条 本部に本部長、本部長代理及び副本部長を置く。

2 本部長は知事を、本部長代理は副知事を、副本部長は森林環境部長をもって充てる。

(本部会議)

第四条 本部会議は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 環境の保全及び創造に係る基本的かつ総合的な施策の推進に関すること。

(2) 環境の保全及び創造に係る施策の総合調整に関すること。

(3) その他必要と認められる事項に関すること。

2 本部会議の構成員は、本部長及び別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。

3 本部会議は、本部長が招集し、総理する。

(幹事会)

第五条 幹事会は、本部会議において協議すべき事項の調整を行う。

2 幹事会の構成員は、別表第二に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会は、森林環境部次長が招集し、掌理する。

(専門部会)

第六条 特別の事項を調査する必要があるときは、幹事会の下に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成員その他必要な事項は、副本部長が定める。

(庶務)

第七条 本部会議及び幹事会の庶務は、森林環境部森林環境総務課において行う。

(委任)

第八条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、副本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第一(第四条関係)

副知事 公営企業管理者 教育長 警察本部長 知事補佐官 知事政策局長 企画部長 総務部長 福祉保健部長 森林環境部長 商工労働部長 観光部長 農政部長 県土整備部長 会計管理者 県民室長 林務長 産業立地室長

別表第二(第五条関係)

知事政策局次長 企画部次長 県民室次長 総務部次長 福祉保健部次長 森林環境部次長 商工労働部次長 産業立地室次長 観光部次長 農政部次長 県土整備部次長 出納局次長 企業局総務課長 教育次長 警察本部警務部参事官

「さわやか・やまなし」の実現に向けた 総合的な環境施策の推進について

1 趣 旨

今日の環境問題、とりわけ、地球温暖化の進行は、地球や人類に与える影響の大きさや規模において、国際的に取り組まなければならない喫緊の課題となっている。

今日の環境問題の多くは、日常生活や通常の事業活動から生ずる環境負荷の増大に起因しており、本県においても、環境と調和した持続可能な社会の構築に向けた具体的な取り組みを着実に推進していくことが求められている。

このため、豊かな自然や生活環境の保全はもとより、地球温暖化対策の一層の推進や循環型社会の形成、クリーンエネルギーの開発・活用、更には景観対策を含めた美しい県土づくりなど、多様な観点から施策展開を図り、「さわやか・やまなし」の実現を目指すこととする。

2 施策推進に当たっての考え方

環境先進県を目指した取り組みの推進

県民生活の向上と豊かな環境の保全の両立による持続可能な社会の構築を基本として、環境先進県を目指した環境施策の総合的な推進を図る。

多様な主体の参加と連携の促進

県民、事業者、行政等が相互に連携しながら、それぞれの責務と役割に応じて、積極的に取り組んでいくことができるよう、環境施策の立案、実施に当たっては、幅広い関係者の参加と合意を図るとともに、県ホームページ等による情報の提供を通じて、県民の理解と主体的参加意識の醸成を図ることとする。

3 具体的取り組み（20年度）

（1）組織・体制の強化

施策の立案機能の強化を図るとともに、環境問題に全庁的に取り組み、施策を推進するための体制を整備する。

- ・環境創造課、美しい県土づくり推進室の新設
- ・さわやか・やまなし環境創造本部の設置

（2）チャレンジ山梨行動計画の重点的推進

チャレンジ山梨行動計画に掲載した「豊かな環境の保全と継承」及び「循環型社会システムの構築」に重点的に取り組むこととし、そのための施策・事業の積極的展開を図る。

基本目標	政策	施策・事業数
5「さわやか・やまなし」 の実現	1 豊かな環境の保全と継承	16
	2 循環型社会システムの構築	10

（3）総合的な環境政策の在り方の検討

本県ならではの快適な環境を創造していくため、有識者による「環境やまなし創造会議」を設置し、次の観点から、本県の総合的な環境政策の在り方について検討を行う。

地球温暖化対策

- ・地球温暖化対策条例
- ・地球温暖化対策計画

ごみゼロ社会の実現

- ・ごみの減量化・再資源化

環境保全活動の実践と教育

- ・環境教育実践指針

新エネルギー対策の推進

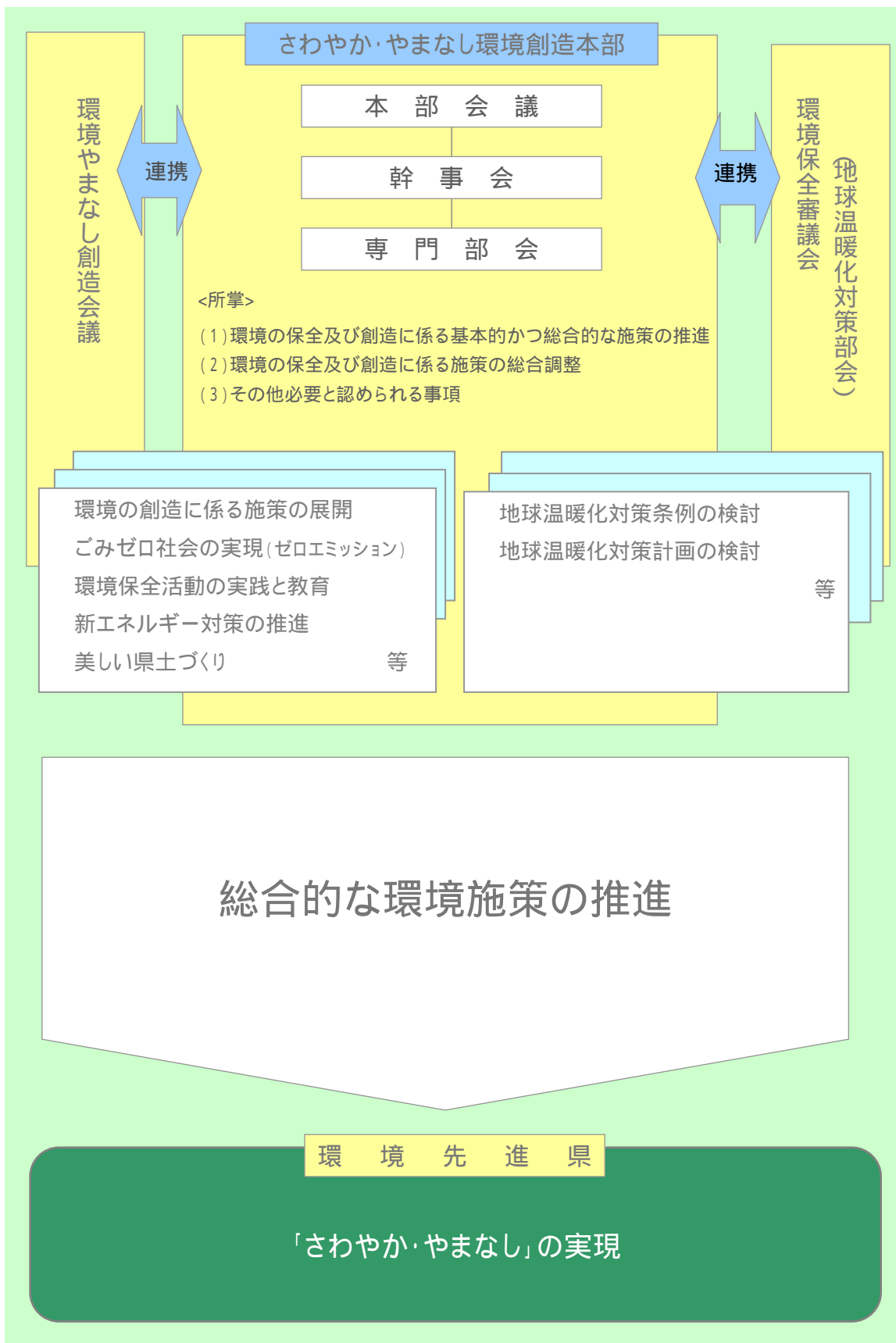
- ・バイオマス、太陽光発電、燃料電池などクリーンエネルギーの開発・活用

美しい県土づくり

- ・景観対策

等

総合的な環境施策の推進イメージ



環境やまなし創造会議設置要綱

(設置)

第1条 「チャレンジ山梨行動計画」に位置付けられた「さわやか・やまなし」の実現に向けた環境の創造に関する施策の推進に資するため、環境やまなし創造会議（以下「創造会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 創造会議は、本県の総合的な環境政策の在り方について検討する。

(組織)

第3条 創造会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、環境に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(議長)

第6条 創造会議に議長を置き、委員の互選により選任する。

2 議長は、会務を総理し、創造会議を代表する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 創造会議は、議長が招集する。

(専門部会)

第8条 創造会議は、特別の事項を調査するため必要があるときは、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の組織その他必要な事項は、議長が定める。

(資料の提出等の要求)

第9条 創造会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、県部長等に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 創造会議の庶務は、森林環境部環境創造課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、創造会議の運営に関し必要な事項は、議長が創造会議に諮って定める。

附則 この要綱は、平成20年4月15日から施行する。

環境やまなし創造会議 委員名簿

氏 名	役 職 等
芦澤 公子	NPO法人 みどりの学校 理事長
金子 栄廣	山梨大学大学院 医学工学総合研究部 教授
岸 ヌキ	女優
北村 眞一	山梨大学大学院 医学工学総合研究部 教授
坂本 昭	山梨県地球温暖化防止活動推進センター長
志沢 美香	山梨県環境アドバイザー
鈴木 嘉彦	山梨大学大学院 医学工学総合研究部 教授
曾根原 久司	NPO法人 えがおつなげて 代表理事 山梨大学大学院 医学工学総合研究部 客員准教授
高橋 勇	生活協同組合コープやまなし 専務理事
中村 篤人	横河マニファクチャリング(株) 常務取締役甲府工場長
中村 文雄	山梨大学 名誉教授
山下 詠子	都留文科大学 非常勤講師
若尾 明彦	甲府市資源回収協同組合 理事長
渡辺 利夫	財団法人 山梨総合研究所 理事長

< 50音順、敬称略 >